

重要事項説明書

(指定訪問看護・指定精神訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	LC みおつくし株式会社
主たる事務所の所在地	〒463-0004 名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3210 番地の 2
代表者(職名・氏名)	代表取締役 安部 明生
設立年月日	1999 年 10 月 1 日
電話番号	TEL052-739-0155 FAX052-739-3707

2. 事業所の概要

事業所名	にじの和
所在地	〒463-0812 名古屋市守山区笹ヶ根 一丁目101番地
電話番号	TEL052-715-5471 FAX052-715-5391
管理者名	村上 美香子

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1 名
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	3 名
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	名
作業療法士		名
言語聴覚士		名
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。	9時00分～17時00分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

(4)事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

虐待防止責任者:管理者 村上美香子

14. 感染症・衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事務所における感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備します。5.職員に対し感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

15. 事業継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. ハラスメントについて

事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境としています。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努めます。

17. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、健康保険法等に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

上記の内容について説明を同意いたします。